

地域材利用促進事業補助金の変更点

●変更点一覧

- 1 新築補助金とリフォーム補助金を一本化します。
- 2 県産森林認証材（以下「認証材」）の利用を補助要件とします。
- 3 民間非住宅建築物も補助対象とします。
- 4 使用する箇所、部材の補助要件はなくなります。
- 5 補助金額は、木材使用量に応じた金額に一本化します。
- 6 認証材を1 m³以上使用することが補助要件となります。
- 7 延床面積の補助要件はなくなります。
- 8 申込みの期限は、納材の20日前までとします。
- 9 上乗せ補助金の補助金額も木材使用量に応じたものとします。
- 10 申請様式、添付書類を変更します。

●変更点（詳細）

変更点1 新築補助金とリフォーム補助金を一本化します。

令和5年度までは別の補助金として扱っていましたが、一本化し「地域材利用促進事業補助金」とします。

申請用紙なども一本化しますが、添付書類は新築とリフォームで異なります。

変更点2 認証材の利用を補助要件とします。

令和5年度までは、県の木材業者登録等を行った事業者が製材した木材（地域材）の使用が要件となっていたのですが、変更後は、認証材の使用を補助要件とします。

変更点3 民間非住宅建築物も補助対象とします。

令和5年度までは住宅のみを対象としていましたが、住宅以外の建築物も対象とします。

（事業所や倉庫、車庫、フェンスなども対象）

変更点4 使用する箇所、部材の補助要件はなくなります。

新築の場合、主要構造部材などに地域材を使用することが条件でしたが、使用箇所、使用部材などの制限はなくなります。

また、物件と一体化して作られる建具などは、リフォームのみ補助対象としていましたが、新築・リフォームどちらでも補助対象とします。

変更点5 補助金額は、木材使用量に応じた金額に一本化します。

新築補助金は定額、リフォーム補助金は木材使用量や材料費等で算定しておりましたが、木材使用量に応じた補助金額に一本化します。

ただし、製材・乾燥・納材を行う業者がすべて市内の場合は補助金額の上限を80万円、そうでない場合は50万円とします。

年度	区分	金額	備考
現行 (R5)	新築	50万円か 80万円	製材・乾燥・納材が県内の事業者の場合 50万円 製材・乾燥・納材すべてが市内事業者の場合 80万円
	リフォーム	8万円/㎡	材料費の1/2以内で、最大40万円

↓↓↓↓↓↓

変更後 (R6)	新築・リフォーム 共通	8万円/㎡	製材・乾燥・納材が県内の事業者の場合、 <u>上限</u> 50万円 製材・乾燥・納材すべてが市内事業者の場合、 <u>上限</u> 80万円
-------------	----------------	-------	--

変更点6 認証材を1㎡以上使用することが補助要件となります。

新築の場合は10㎡以上の地域材使用が必要でしたが、1㎡以上使用に変更します。

リフォームの場合は地域材の材料費が10万円以上であることが条件でしたが、材料費の条件はなくなります。

変更点7 延床面積の補助要件はなくなります。

令和5年度までは、新築の場合80㎡以上の延床面積であることが要件でしたが、この補助要件はなくなります。

変更点8 申込みの期限は、納材の20日前までとします。

新築の場合は棟上げの20日前まで、リフォームの場合は工事着手前までとしていましたが、納材の20日前までに一本化します。

変更点 9 上乗せ補助金の補助金額も木材使用量に応じたものとなります。

地域材補助金の上乗せ補助金（三世代世帯居住促進補助金、木づかい定住促進対策補助金）の補助金額は、対象の住宅に使われた認証材の材積に応じて次のとおりとします。

年度	補助金名	区分	補助金額
現行 (R5)	三世代	新築	30 万円
		リフォーム	10 万円
	木づかい	新築	50 万円
		リフォーム	15 万円

↓↓↓↓↓↓

変更後 (R6)	三世代	新築・リフォーム共通	3 万円/m ³ (上限 30 万円)
	木づかい	新築・リフォーム共通	5 万円/m ³ (上限 50 万円)

変更点 10 申請様式、添付書類を変更します。

申請書類、添付書類が変更となっているため、ご注意ください。

なお、県の新築補助の書類に寄せて簡略化を行い、一部書類は流用が可能としています。

その他、変更がない点

- ・市内の建築関連業者（大工・工務店等）による建築物であること。
- ・上乗せ補助金（三世代、木づかい）の補助要件 など